

■議案第89号 四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について

【要旨】

四万十町では、過疎化や少子高齢化が進行するなか、移住促進に取り組んでおり、移住希望者が本町での生活を一時的に体験できるお試し滞在住宅を、今年度、大正中津川地区に整備しました。

この施設は、昨年度の、広井お試し滞在住宅の整備に続くもので、今回、大正中津川お試し滞在住宅を本条例に追加するものです。

【大正中津川お試し滞在住宅の概要】

位置	四万十町大正中津川 2 6 5 番地 1
構造	木造平屋建
建築年	昭和 2 9 年
管理者	四万十町
入居条件	将来的に本町へ移住を希望していること等
入居期間	1 月以上 3 月未満

【改正の内容】

大正中津川お試し滞在住宅を追加します。

【新旧対照表】

改正後	
(名称及び位置)	
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
広井お試し滞在住宅	四万十町広瀬 582 番地 6
大正中津川お試し滞在住宅	四万十町大正中津川 265 番地 1

改正前	
(名称及び位置)	
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
広井お試し滞在住宅	四万十町広瀬 582 番地 6